



# 65歳以上の介護保険料

介護保険料は所得と世帯の課税状況で計算します

誰もがいつでも安心してサービスを利用できるように、保険料をきちんと納めましょう。  
令和2年度の介護保険料額は、6月中旬に郵送でお知らせします。

問い合わせ 介護高齢福祉課（市庁舎1階、☎65・4150）

## 介護保険料を確認してください

介護保険は、40歳以上の人が納める介護保険料と、国・道・市の負担金で運営されています。65歳以上の人が納める保険料の総額は、制度運営の財源の約23パーセントを占めています。（図1）

保険料額は、平成30年度から令和2年度までの間にかかると見込まれる介護給付費から、国などが負担する分とサービスを利用した際に支払う自己負担を差し引いた額が保険料総額となるように、65歳以上の人の所得と世帯の課税状況に応じて計算し、決定しています。（表）

65歳以上の人の介護保険料額は6月中旬に郵送する「介護保険料額のお知らせ」でご確認ください。

図1 介護保険制度運営の財源

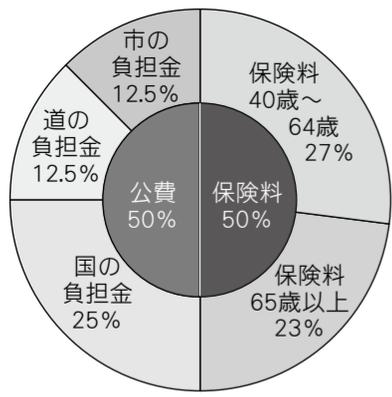


表 令和2年度 段階介護保険料額

保険料段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額×0.30	2万850円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	3万4740円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.70	4万8640円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円以下の人）	基準額×0.90	6万2530円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円を超える人）	1 (基準額)	6万9480円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が80万円未満の人	基準額×1.15	7万9900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が80万円以上120万円未満の人	基準額×1.20	8万3370円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が120万円以上150万円未満の人	基準額×1.25	8万6850円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が150万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	9万320円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が200万円以上250万円未満の人	基準額×1.50	10万4220円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が250万円以上300万円未満の人	基準額×1.60	11万1160円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が300万円以上350万円未満の人	基準額×1.70	11万8110円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.85	12万8530円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が500万円以上1000万円未満の人	基準額×2.00	13万8960円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額*1が1000万円以上の人	基準額×2.15	14万9380円

\*1 合計所得金額は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」を引き、本人非課税の場合は、さらに「公的年金等に係る雑所得」を引いたものです。  
・世帯状況は、毎年4月1日時点（年度途中で65歳になる人、市外から転入された人はその時点）が基準となります。

図2 特別徴収の徴収月別金額計算方法

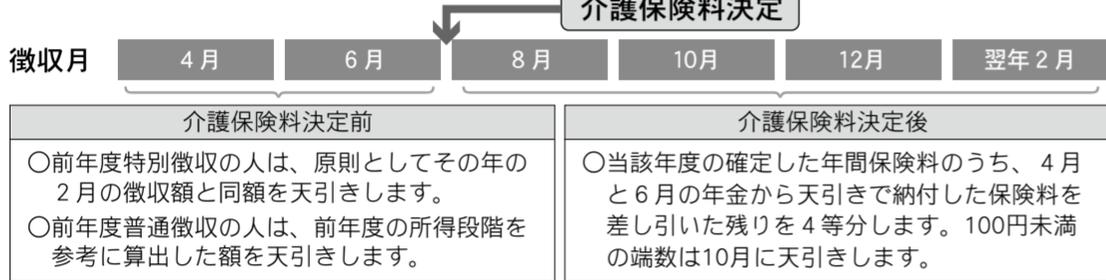
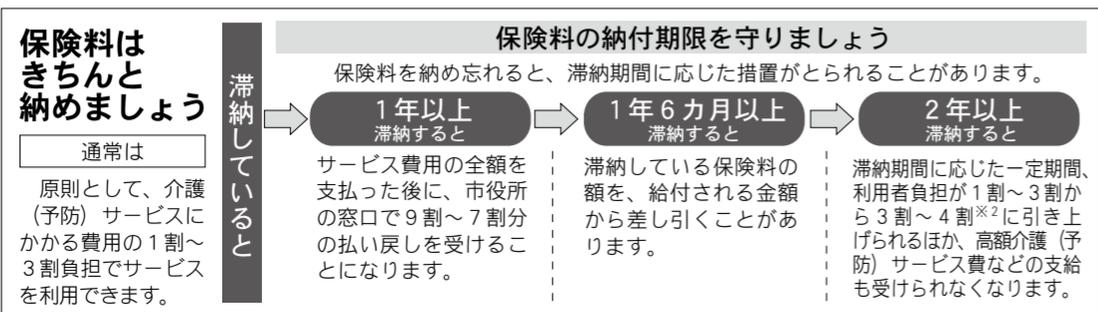


図3 普通徴収の期別金額計算方法

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月	翌年3月

当該年度の年間保険料を10等分した金額を納めます。100円未満の端数は第1期（6月分）で調整します。



\*2 利用者負担が3割の人が2年以上滞納した場合は、4割に引き上げられます。

## 65歳以上の人の保険料の納め方

40歳以上65歳未満の人が納める介護保険料は、加入している健康保険から納められています。65歳以上の人の保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収があります。

### ●特別徴収（年金から天引き）

年額18万円以上の年金（老齢・退職・遺族・障害年金）の受給者は、年6回、年金からあらかじめ

## 65歳以上の人の保険料の納め方

天引きする特別徴収になります。（図2）  
●普通徴収（納付書や口座振替）  
次の人は年10回、口座振替や納付書により金融機関やコンビニで納めます。（図3）  
・特別徴収に該当しない人  
・4月1日現在で、年金受給がなかった人  
・年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止されている人

### ●普通徴収（納付書や口座振替）

介護高齢福祉課窓口で、金融機関のキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力すること

一時的に納付書で納付になる場合があります

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・収入申告の変更などで、保険料の所得段階が変更になった場合

## 口座振替が便利です

口座振替にすると自動的に指定の口座から引き落としになるので、納め忘れがなくなり安心です。手続きには、通帳、届け出印を持参の上、介護高齢福祉課または取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）などの窓口で申し込みください。ゆうちょ銀行からの振替手続きは、介護高齢福祉課に申し込みください。

## 保険料の軽減制度

市では、収入が少ない世帯の負担が軽くなるよう、保険料を軽減する制度を設けています。軽減制度については、広報おびひろ5月号でお知らせした収入基準などの条件に当てはまる世帯が対象です。申請の受け付けは随時行っています。

## 利用料などの軽減制度

在宅サービスを利用する場合は、申請により利用料が軽減されることがあります。このほかに、施設サービスにかかる利用料などを軽減したり、高額サービス費として払い戻すなど、利用者の負担を軽減する制度があります。詳細は、介護高齢福祉課、ケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一時的に納付することが困難な場合は、支払いの猶予などができる場合があります。詳細は12ページをご覧ください。